

(別添)

年管管発0615第1号
平成24年6月15日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



「介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う事務取扱について」の一部改正について

介護保険法等の施行に伴う医療保険における介護保険料の徴収に係る事務の取扱いについては、平成12年3月21日付け庁保発第12号（以下「介護保険事務取扱通知」という。）をもって社会保険庁運営部保険管理課長及び保険指導課長から都道府県民生主管部（局）保険主管課（部）長あて通知され、当該通知に基づき、在留資格が1年未満の外国人に対しては介護保険の被保険者としなない取扱いとしているところである。

今般、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号。）が平成24年7月9日に施行されることに伴い、介護保険が適用される在留外国人の取扱いについて、平成24年1月25日付け老介発0125第1号をもって、厚生労働省老健局介護保険計画課長より、都道府県介護保険担当主幹部（局）長あて通知されたところであるが、当該通知に準じ、介護保険事務取扱通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏のないように取り扱われたい。

記

1. 改正内容

- (1) 第1の1の(2)中、「在留資格1年未満」を「在留資格3か月以下」とする。
- (2) 第1の1の(2)の②を次のとおりとする。
 - ② 在留資格3か月以下の外国人
適法に3か月を超えて在留する等の外国人であつて、住所を有する者等

が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の適用対象となることを踏まえ、平成24年7月9日以降、住基法第30条の45に規定する外国人住民を介護保険の適用対象とする。

なお、3か月以下の在留期間を決定された者であっても、入国時において、我が国への入国目的、入国後の生活実態を勘案し、3か月を超えて滞在すると認められる者はこの限りではない。

(3) 第1の1の(3)の②中、「在留資格1年未満」を「在留資格3か月以下」とし、「外国人登録証明書の写し」を「旅券その他在留資格を証する書類」とする。

2. その他

改正に伴う届書等の改正については適宜行うこと。

◎ 介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う事務取扱について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1 健康保険関係</p> <p>1 適用に関する事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護適用除外届の届出を要する者</p> <p>40歳以上65歳未満の者であっても、国内に住所を有しない者及び在留資格3か月以下の外国人であることにより介護保険の被保険者となる場合、また、介護保険の被保険者とならない者又は適用除外であった者が介護保険に適用されることとなった場合は、介護保険適用除外等該当・非該当届(別紙1。以下「介護保険適用除外届」という。)を事業主を経由して社会保険事務所等に届出を行うこととしたこと。</p> <p>なお、介護保険の被保険者とならない者又は適用除外となる者についての考え方は次の通りであること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 在留資格3か月以下の外国人</p> <p><u>適法に3か月を超えて在留する等の外国人であって、住所を有する者等が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)の適用対象となることを踏まえ、平成24年7月9日以降、住基法第30条の4に規定する外国人住民を介護保険の適用対象とする。</u></p> <p><u>加えて、3か月以下の在留期間を決定された者であっても、資料等により3か月を超えて滞在すると認められる者については、この限りではない。</u></p>	<p>第1 健康保険関係</p> <p>1 適用に関する事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護適用除外届の届出を要する者</p> <p>40歳以上65歳未満の者であっても、国内に住所を有しない者及び在留資格1年未満の外国人であることにより介護保険の被保険者となる場合、また、介護保険の被保険者とならない者又は適用除外であった者が介護保険に適用されることとなった場合は、介護保険適用除外等該当・非該当届(別紙1。以下「介護保険適用除外届」という。)を事業主を経由して社会保険事務所等に届出を行うこととしたこと。</p> <p>なお、介護保険の被保険者とならない者又は適用除外となる者についての考え方は次の通りであること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 在留資格1年未満の外国人</p> <p><u>平成4年3月31日保険発第41号厚生省保険局国民健康保険課長通知(別紙2)に準じ、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第2条第1項に規定する者であって、同法に基づく登録を行っているが、次のいずれかの条件を満たすことのできない者をいう。</u></p> <p><u>ア 入国時において、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第2条の2の規定により決定された入国当初の在留期間が1年以上である者。</u></p> <p><u>イ 入管法第2条の2の規定により決定された在留期間が1年</u></p>

③ (略)

(3) 介護保険適用除外届の審査

社会保険事務所においては、介護保険適用除外届に添付された書類により、介護保険適用除外届の記載事項及び内容を審査することとしたこと。

なお、適用除外に該当する場合の添付書類は以下のとおりであるが、適用除外に該当しなくなった場合については、特に添付書類は要しないこと。

① (略)

② 在留資格3か月以下の外国人 …… 旅券その他在留資格を証する書類、及び雇用契約書の写し

未満であっても、入国時において、我が国への入国目的、入国後の生活実態を勘案し、1年以上我が国に滞在すると認められる者。

③ (略)

(3) 介護保険適用除外届の審査

社会保険事務所においては、介護保険適用除外届に添付された書類により、介護保険適用除外届の記載事項及び内容を審査することとしたこと。

なお、適用除外に該当する場合の添付書類は以下のとおりであるが、適用除外に該当しなくなった場合については、特に添付書類は要しないこと。

① (略)

② 在留資格1年未満の外国人 …… 外国人登録証明書の写し、及び雇用契約書の写し



庁保険発第12号
平成12年3月21日

都道府県民生主管部（局）保険主管課（部）長 殿

社会保険庁運営部保険管理課長

社会保険庁運営部保険指導課長

介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う事務取扱について

介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年9月3日政令第262号）、介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成11年11月1日厚生省令第91号）の施行については、平成11年11月24日保発第16,0号・庁保発第34号をもって通知され、また、その事務の実施については、平成11年10月8日庁保発第32号をもって社会保険庁運営部長から都道府県知事あて通知されたところであるが、医療保険における介護保険料の徴収に係る事務の取扱いについては、下記のとおりとしたので遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、健康保険法（大正11年法律第70号）第69条の7の規定に基づく被保険者に係る事務取扱については、別途通知することとしているので申し添える。

記

第1 健康保険関係

1 適用に関する事務

(1) 介護保険に関する届出

介護保険の被保険者に該当または非該当となる情報については、保険料計算に必要であることから、当該情報を届出させることとしたこと。

ただし、政府管掌健康保険の被保険者又は被扶養者が、40歳に達することにより、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者（以下「第2号被保険者」という。）に該当するに至った場合にあっては、特段の届出は要しないこと。

また、政府管掌健康保険の被保険者又は被扶養者が、65歳に達することにより、第2号被保険者に該当しなくなるに至った場合にあっては、同様であること。

(2) 介護保険適用除外届の届出を要する者

40歳以上65歳未満の者であっても、国内に住所を有しない者及び在留資格1年未満の外国人であることにより介護保険の被保険者とならない場合又は適用除外施設に入所する者であることにより介護保険の適用除外となる場合、また、介護保険の被保険者とならない者又は適用除外であった者が介護保険に適用されることとなった場合は、介護保険適用除外等該当・非該当届（別紙1。以下「介護保険適用除外届」という。）を事業主を経由して社会保険事務所等に届出を行うこととしたこと。

なお、介護保険の被保険者とならない者又は適用除外となる者についての考え方は次のとおりであること。

① 国内に住所を有しない者

市町村の区域内に住所を有しない者、すなわち、住民基本台帳上の住所を有しない者をいう。

② 在留資格1年未満の外国人

平成4年3月31日保険発第41号厚生省保険局国民健康保険課長通知（別紙2）に準じ、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第2条第1項に規定する者であって、同法に基づく登録を行っているが、次のいずれかの条件を満たすことのできない者をいう。

ア 入国時において出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第2条の2の規定により決定された入国当初の在留期間が1年以上である者。

イ 入管法第2条の2の規定により決定された在留期間が1年未満であっても、入国時において、我が国への入国目的、入国後の生活実態を勘案し、1年以上我が国に滞在すると認められる者。

③ 適用除外施設に入所する者

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第170条に規定する次の施設に入所する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設

ウ 児童福祉法第27条第2項の厚生大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）

エ 心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設

オ 国立及び国立以外のハンセン病療養所

カ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設

(3) 介護保険適用除外届の審査

社会保険事務所においては、介護保険適用除外届に添付された書類により、介護保険適用除外届の記載事項及び内容を審査することとしたこと。

なお、適用除外に該当する場合の添付書類は以下のとおりであるが、適用除外に該当しなくなった場合については、特に添付書類は要しないこと。

- ① 国内に住所を有しない者 …… 住民票の除票
- ② 在留資格1年未満の外国人 …… 外国人登録証明書の写し及び雇用契約書の写し
- ③ 適用除外施設に入所する者 …… 入所又は入院証明書

(4) 介護保険法施行時の取扱い

政府管掌健康保険の被保険者又は被扶養者に係る介護保険適用除外届については、被保険者等の利便性及び事務処理の効率性の観点から、平成12年4月1日前においても、受付及び審査ができるものとし、入力処理については、平成12年4月以降に行うものであること。

2 保険料に関する事務

(1) 介護保険料徴収対象月の考え方

介護保険料の徴収対象となる月の考え方については、基本的には、現行の健康保険料（以下「一般保険料」という。）の徴収対象月の考え方と同様であり、次のとおりとしたこと。

- ① 第2号被保険者資格を有する月（資格を取得した月を含む。）については、介護保険料を徴収すること。
- ② 第2号被保険者資格を喪失した月については、介護保険料を徴収しないこと。

ただし、第2号被保険者資格を取得した月に第2号被保険者の資格を喪失した場合及び第2号被保険者の資格を喪失した月において、再び、第2号被保険者の資格を取得した場合には、介護保険料を徴収するものであること。

なお、平成12年4月に65歳に到達することにより第2号被保険者の資格を喪失する場合は、同月得喪の考え方により介護保険料を徴収するものであること。

- ③ また、上記①②の場合にかかわらず、前月より引き続き政府管掌健康保険の被保険者であった者がその資格を喪失した場合には、その月分の介護保険料は徴収しないこと。

なお、基本的な介護保険料と一般保険料の徴収に関する取扱いについては、介護保険料徴収の事例（別紙3）を活用されたいこと。

(2) 介護保険料の告知等

介護保険料額は、一般保険料額と合算し、健康保険料として毎月の納入告知によって行うものとし、平成12年4月分から徴収を開始すること。

なお、納入告知書の様式等については現行と同様であること。

(3) 事業主からの照会等への対応

事業主等からの照会に対応するため、次の情報を照写及び出力することから、活用されたいこと。

① 窓口装置による保険料記録照会画面に介護保険料（再掲）及び等級別の第2号被保険者数（再掲）を照写すること。

② 健康保険の現存被保険者の資格記録の情報に基づいた介護保険該当予定者一覧表（別紙4）を出力すること。

ただし、当該情報については、平成12年4月1日以降の被保険者資格の取得及び喪失が反映されていないことから、照会に対応する際は、この旨留意されたいこと。

③ 40歳又は65歳に到達した者に関するリスト（別紙5）を毎月、出力することとしたこと。

④ 保険料増減内訳書（別紙6）に介護保険料を再掲し、個人別内訳欄に徴収対象者又は適用除外者である旨とその増減額を出力すること。

⑤ なお、事業主等が保険料を源泉控除する際の利便性等を考慮して、介護保険該当予定者一覧表及び保険料増減内訳書を事業主等に送付するなどの措置を適宜講じられたいこと。

3 任意継続被保険者に関する事務

前記1及び2の取扱いと同様であるが、次の点に留意すること。

(1) 介護保険適用除外等の届出

任意継続被保険者にあつては、直接、社会保険事務所等に届出を行うものであること。

(2) 前納に係る事務処理については、別途通知すること。

第2 船員保険関係

1 適用に関する事務

第1の1と同様であること。

2 保険料に関する事務

第1の2と同様であること。

3 疾病任意継続被保険者に関する事務

第1の3と同様であるが、第2号被保険者の資格記録を管理するため、疾病任意継続被保険者債権管理簿及び船員保険給付台帳（以下「債権管理簿等」という。）の備考欄等に適宜、別紙7に掲げるゴム印を押印し、被

保険者及び被扶養者の第2号被保険者期間（始期・終期）、介護保険適用除外期間（始期・終期）を記載することとしたこと。

4 統計報告

介護給付費納付金の算定に使用するため、第2号被保険者数及び介護保険適用除外者数等を毎月報告することとしたこと。

なお、報告内容等の詳細については、社会保険庁運営部企画・年金管理課数理調査室より別途通知すること。

第3 その他

1 今後のスケジュールについては、以下のとおりである。

- (1) 事業主等からの相談、照会に対応するための「介護保険相談マニュアル」（仮称）の送付を予定していること。
- (2) 取扱要領については、別途、社会保険業務センターから送付される予定であること。
- (3) 適用除外施設名一覧の送付を別途、予定していること。

(写送付先 社会保険事務所長)

正

○被保険者本人が自ら署名する場合には、被保険者本人の押印は不要です。
被保険者本人以外の方の押印は省略することができます。

届書コード	処理区分	届書
2 2 6		

介護保険適用除外等^{該当}_{非該当}届

① 健康保険被保険者証の記号	② 健康保険被保険者証の番号
※	

所長	次長	課長	係長	係員

⑦ 被保険者の氏名		① 性別	③ 生年月日		
(氏)	(名)	男 1 女 2	明1 大3 昭5 平7	年	月 日

② 被扶養者の氏名		⑤ 性別	④ 続柄	⑥ 生年月日		
(氏)	(名)	男 1 女 2		昭5 平7	年	月 日

⑧ 被保険者の住所 〒 —	⑨ 被扶養者の住所 〒 —	⑩ 備考
---------------	---------------	------

④ 適用除外等の事由	⑤ 該当の別 該当 非該当	⑥ 該当の年月日 該当 非該当	⑦※ 被扶養者番号	⑧※ 作成原因	送 信
国外居住者 1	該当 1	平成 年 月 日			
身体障害者福祉施設等入所者 2 在留資格一年未満の外国人 3	非該当 2				

⑪ 入居施設の名称	
⑫ 入居施設の所在地 〒 —	
電話 () 番	

平成 年 月 日 提出

事業所所在地 〒 —	⑬ 番
事業所名称	
事業主氏名	
電話 () 番	

社会保険労務士の提出代行者印	⑭ 印
----------------	-----

受付日付印

○記入の方法及び添付書類は、裏面に書いてありますのでよく読んで下さい。
○「※」欄は記入しないで下さい。

正

○被保険者本人が自ら署名する場合には、被保険者本人の押印は不要です。
被保険者本人以外の方の押印は省略することができます。

届書コード	処理区分	届書
2 2 6		

介護保険適用除外等^{該当}_{非該当}届

① 船員保険被保険者証の記号	② 船員保険被保険者証の番号

局長	次長	課長	係長	係員

⑦ 被保険者の氏名	① 性別	③ 生年月日
(氏) (名)	男 1 女 2	明1 年 月 日 大3 昭5 平7

⑤ 被扶養者の氏名	⑥ 性別	④ 続柄	② 生年月日
(氏) (名)	男 1 女 2		昭5 年 月 日 平7

⑧ 被保険者の住所 〒	⑨ 被扶養者の住所 〒	⑩ 備考

④ 適用除外等の事由	⑤ 該当の別 非該当	⑥ 該当の年月日 非該当	⑦※ 被扶養者 番号	送 信
国外居住者 1 身体障害者療養施設等入所者 2 在留資格一年未満の外国人 3	該当 1 非該当 2	平成 年 月 日		

⑪ 入居施設の名称	
⑫ 入居施設の所在地 〒	
電話 (局) 番	

平成 年 月 日 提出

船舶所有者の 氏名及び住所	〒
電話 (局) 番	

社会保険労務士の提出代行者印	印
----------------	---

受付日付印

○記入の方法及び添付書類は、裏面に書いてありますのでよく読んで下さい。
○「※」欄は記入しないで下さい。

外国人に対する国民健康保険の適用について

(平成4年3月31日 保険発第41号)

外国人に対する国民健康保険の適用については、昭和56年11月25日付保険発第84号当職通知により、その基準を示しているところであるが、近年我が国に入国する外国人が増加しつつある状況にかんがみ、その基準を下記のとおり明確にしたので、今後新たに国民健康保険の適用対象となる外国人については当該基準に従った取扱いを行うよう、貴管下の市町村の指導に遺憾のないよう配意されたい。

なお、外国人に対する健康保険制度の適用の適正化については、別途社会保険庁から通知される予定である。

記

第1 国民健康保険の適用対象

- 1 国民健康保険の適用対象となる外国人は、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第2条第1項に規定する者であって、同法に基づく登録を行っているものであり、入国時において、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（以下、「入管法」という。）第2条の2の規定により決定された入国当初の在留期間が1年以上であるものであること。
- 2 入管法第2条の2の規定により決定された入国当初の在留期間が1年未満であっても、外国人登録法に基づく登録を行っており、入国時において、我が国への入国目的、入国後の生活実態等を勘案し、1年以上我が国に滞在すると認められる者も国民健康保険の適用対象となるが、1年以上我が国に滞在すると認められるか否かの判断は、別紙に掲げる資料等を参考にして行うものであること。

ただし、1年未満の滞在予定であった者が、在留期間の更新を行う場合には、その時点において、上記1または2の基準に適合するか否かを判断するものであり、当該外国人が、在留期間の更新により、結果的に、事実上我が国に1年以上滞在することとなったとしても、国民健康保険の適用対象とならないものであること。

第2 被保険者資格取得時点等

- 1 国民健康保険の被保険者資格取得時点は、原則として、外国人登録を行った時点であること。
ただし、国民健康保険の被保険者である者が、居住地を変更した場合にあっては、原則として、当該新居住地に移転した日から適用すること。
- 2 在留資格の変更又は在留期間の更新に伴う在留期間の伸長により、国民健康保険の適用対象となる場合には、原則として外国人登録の変更登録を行った時点を国民健康保険の被保険者資格取得時点とすること。
- 3 国民健康保険の適用対象となる外国人は、外国人登録又は変更登録と併せて、被保険者資格取得届出を行うべきものであること。
- 4 外国人被保険者に係る資格喪失確認については、小職より別途通知する国民健康保険の被保険

者資格の喪失確認処理に係る取扱いに準ずる必要はあるが、外国人登録原票の閉鎖と連動させる必要はないこと。ただし、当該外国人が再入国許可を得て、出国している場合があるので、当該外国人の在留期限等について十分に確認すること。

第3 外国人に対する国民健康保険制度の周知徹底等

1 外国人に対する国民健康保険制度の周知徹底、適用の適正化を図るため、外国人登録部門と連携し、外国人登録窓口において外国人用説明パンフレットを配布するなど制度の周知徹底に努めるとともに、外国人登録部門から外国人登録原票を利用するなどにより情報を入手し、国民健康保険被保険者の正確な把握に努めること。

なお、市町村部内における外国人登録部門と他の関係部門との連携を図ることの周知徹底については、法務省から別途通知される予定である。

2 国民健康保険の窓口を訪問した外国人に対して、必要に応じ健康保険等被用者保険の適用について説明するとともに、健康保険等の保険者に対し、このような外国人についての情報の提供を行うようにすること。

(別紙)

1年以上滞在すると認められるか否かを判断するに際しての参考資料(例)

在留資格	提出資料
宗 教	派遣する外国の宗教団体が作成した文書で、派遣期間、待遇等を記載した文書
興 行	期間、報酬等の待遇を記載した雇用等の契約書の写し
文 化 活 動	受入れ機関又は招へい者が作成した在留活動及びその期間を説明する文書等
留 学	申請人が受ける教育の内容(科目・時間数等)を明らかにする資料及び在学証明書
就 学	同 上
研 修	研修計画書(研修の内容、場所、期間、研修責任者を明らかにしたもの)
家 族 滞 在	申請人を扶養する者の身分事項、滞在于定期間、在留資格を明らかにする資料
特 定 活 動	(1) 家事使用人 ・雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し (2) スポーツ選手 ・雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し

介護保険料徴収の事例

○ 資格の取得、得喪があった月における介護保険料の徴収について

- ① 介護保険第2号被保険者の資格取得の月は、介護保険料を徴収します。従って、月の最終日に資格取得した場合であっても、その月分の介護保険料の全額を徴収することになります。

(健康保険法第71条ノ2第1項)
(船員保険法第59条第2項)

※下記事例ケース1参照

- ② 介護保険第2号被保険者の資格喪失の月は、その月分は介護保険料を徴収せず、一般保険料だけを徴収することになります。ただし、介護保険第2号被保険者の資格を取得した月に資格を喪失した場合や介護保険第2号被保険者の資格喪失の月に再び介護保険第2号被保険者となった場合には、その月分の介護保険料を徴収することになります。

(健康保険法第71条ノ2第2項、健康保険法施行令第80条の2)
(船員保険法第59条第3項、船員保険法施行令第6条)

※下記事例ケース2参照

- ③ なお、上記の場合に拘わらず、前月より引き続き被保険者である者が被保険者資格(介護保険第2号被保険者の資格ではなく、健康保険の被保険者としての資格)を喪失した場合には、保険料(一般保険料分と介護保険料分)は徴収されません。

(健康保険法第71条ノ2第3項)
(船員保険法第59条第4項)

※下記事例ケース3参照

○ 事例ケース1 (平成12年5月分以降の保険料)

事 例			A月分保険料
A-1月	A 月	A+1月	
	40歳 介護保険第2号被保険者 一般被保険者		一般+介護
40歳以上 65歳未満 国内居住	介護保険第2号被保険者 一般被保険者		一般+介護
	40歳 介護保険第2号被保険者 一般被保険者 就職		一般+介護

○ 事例ケース2 (平成12年5月分以降の保険料)

事 例			A月分保険料
A-1月	A 月	A+1月	
	65歳 介護保険第2号被保険者 一般被保険者		一般
	国外居住 介護保険第2号被保険者 一般被保険者	40歳以上 65歳未満	一般
40歳	国外居住 介護保険第2号被保険者 一般被保険者	40歳以上 65歳未満	一般+介護
国内居住	65歳 介護保険第2号被保険者 一般被保険者	40歳以上 65歳未満	一般+介護
	介護保険第2号被保険者 一般被保険者 就職 退職	40歳以上 65歳未満	一般+介護
	国外居住 国内居住 介護保険第2号被保険者 一般被保険者	40歳以上 65歳以下	一般+介護 (後者分のみ)
	介護保険第2号被保険者 一般被保険者 退職 就職	介護保険第2号被保険者 一般被保険者	一般+介護 (後者分のみ)

○ 事例ケース3 (平成12年5月分以降の保険料)

事 例			A月分保険料
A-1月	A 月	A+1月	
	<div style="text-align: right; margin-right: 20px;">65歳</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">介護保険第2号被保険者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一般被保険者</div> <div style="margin-left: 100px;">退職</div>		徴収せず
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">介護保険第2号被保険者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一般被保険者</div> <div style="margin-left: 100px;">退職</div>		徴収せず

○ 事例ケース4 (上記3例の複合型)

事 例			A月分保険料
A-1月	A 月	A+1月	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">介護保険第2号被保険者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一般被保険者</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">介護保険第2号被保険者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一般被保険者</div>	一般+介護 (前者分及び後 者分を徴収す ることとなる 。ただし、船 員保険につい ては、後者分 のみ徴収)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">介護保険第2号被保険者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一般被保険者</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">介護保険第2号被保険者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一般被保険者</div>	一般+介護 (後者分のみ)

○ 事例ケース5 (留意すべき型)

事 例			A月分保険料
A-1月	A 月	A+1月	
	40歳到達日 ▽ 一般被保険者 就職 退職		一般
	65歳到達日 ▽ 介護保険第2号被保険者 一般被保険者 就職 退職		一般+介護
	40歳到達日 ▽ 介護保険第2号被保険者 一般被保険者 就職 退職		一般+介護
	65歳到達日 ▽ 介護保険第2号被保険者 一般被保険者 就職 退職		一般+介護
	40歳到達日 ▽ 介護保険第2号被保険者 一般被保険者 就職 退職		一般+介護
	65歳到達日 ▽ 一般被保険者 就職 退職		一般

○ 介護保険施行時の考え方（平成12年4月分保険料）

事 例			4月分保険料
平成12年 3月	4月	5月	
介護保険法施行法施行			
介護保険第2号被保険者 一般被保険者			一般+介護
65歳 OR 外国居住 介護保険第2号被保険者 一般被保険者			一般+介護
65歳 OR 外国居住 介護保険第2号被保険者 一般被保険者 退職			徴収せず
介護保険第2号被保険者 一般被保険者 退職			徴収せず
介護保険第2号被保険者 一般被保険者			一般+介護
就職	65歳 OR 外国居住 介護保険第2号被保険者 一般被保険者		一般+介護
就職	65歳 OR 外国居住 介護保険第2号被保険者 一般被保険者 退職		一般+介護

(健康)

***** 介護保険 該当者定着一覧表 (健康保険) *****

(29.29.29) 22229 頁

XXXXXXXX 社会保険事務所

事業所整理記号 99-XXXX			事業所番号 99999			事業所名称 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX					
被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	月額千円	保険料	状態	被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	月額千円	保険料	状態
622229	XXXXXXXXXXXXXXXX	X	67.62	6662	X	622222	XXXXXXXXXXXXXXXX	X	67.62	6662	X
622222	XXXXXXXXXXXXXXXX	X	67.62	6662	X	622222	XXXXXXXXXXXXXXXX	X	67.62	6662	X
622222	XXXXXXXXXXXXXXXX	X	67.62	6662	X	622222	XXXXXXXXXXXXXXXX	X	67.62	6662	X
622222	XXXXXXXXXXXXXXXX	X	67.62	6662	X	622222	XXXXXXXXXXXXXXXX	X	67.62	6662	X
622222	XXXXXXXXXXXXXXXX	X	67.62	6662	X	622222	XXXXXXXXXXXXXXXX	X	67.62	6662	X

XX 622222

XX 622222

**** 事業所合計 ****
 介護保険料 6.622,222.22 円
 被保険者数 人
 介護利用以外 人
 介護以上 人

(確保)

***** 介護保険 該当予定者一覽表 (障病保険) *****

(29.29.29) 22229 頁 *

X X X X X 社会保険事務所

*** 事務所合計 対象事業所数 ***

222,229 件

*** 事業所合計 ***

介護 費用 二	被 保 者 数	保 険 者 数	障 病 者 数	者 数	人	介 護 保 険 料	円
	以 上	外	者	者	622,222	222,222,222,222,229	
	除	職	数	数	222,222		
	以	者	者	者	622,222		
	下	数	数	数	222,222		
	二	者	者	者	622,222		

***** 介護保険開始終了年齢到達者一覧表 (健康保険) *****

(29. 29. 29) ZZZ9 頁

XX 29年29月分

XXXXX 社会保険事務所

事業所整理記号	99-XXXX	事業所番号	99999	事業所名称	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	生年月日	育児休業	健保62条	国外居住	身障施設 等入所	在留1年 外国人	二以上 勤務
		被保険者 整理番号	被保険者氏名				(注1)					
* 開始年齢到達者 *	ZZZZZ9	XXXXXX	XXXXXXXXXX	9-29. 29. 29	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
	ZZZZZ9	XXXXXX	XXXXXXXXXX	9-29. 29. 29	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
* 終了年齢到達者 *	ZZZZZ9	XXXXXX	XXXXXXXXXX	9-29. 29. 29	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
	ZZZZZ9	XXXXXX	XXXXXXXXXX	9-29. 29. 29	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
	ZZZZZ9	XXXXXX	XXXXXXXXXX	9-29. 29. 29	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
*** 合 計 ***		開始年齢到達者数	ZZ, Z29 人		ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人
		終了年齢到達者数	ZZ, Z29 人		ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)

事業所整理記号	99-XXXX	事業所番号	99999	事業所名称	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	生年月日	育児休業	健保62条	国外居住	身障施設 等入所	在留1年 外国人	二以上 勤務
		被保険者 整理番号	被保険者氏名				(注2)					
* 終了年齢到達者 *	ZZZZZ9	XXXXXX	XXXXXXXXXX	9-29. 29. 29	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
	ZZZZZ9	XXXXXX	XXXXXXXXXX	9-29. 29. 29	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
*** 合 計 ***		開始年齢到達者数	ZZ, Z29 人		ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人	ZZ, Z29 人
		終了年齢到達者数	ZZ, Z29 人		ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)	ZZ, Z29 人 (再掲)

健康保険保険料
厚生年金保険保険料
児童手当拠出金

増減内訳書

平成 29 年度 平成 29 年 29 月分 事業所名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 社会保険事務所名 XXXXX 事業所標準番号 99-XXXX 事業所番号 99999 人員 ZZZZZZ 健康保険料率 XXXXX

集計	基本保険料 (円)		本月増減額 (円)		前月までの精算額 (円)		本月充当額 (円)		既告知額 (円)		告知額 (円)		翌月基本保険料 (円)		翌月繰越充当額 (円)	
	保	介	保	介	保	介	本充	充未			保	介	保	介	保	介
健康保険料	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
厚生年金保険料	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
児童手当拠出金	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
計	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

処理年月日	届書コード	整理番号	表示	氏名	新			旧			健康保険料		厚生年金保険料					
					発生年月日	標準報酬月額		発生年月日	標準報酬月額		本月増減額	前月までの精算額		本月増減額	前月までの精算額			
						健保	厚年		健保	厚年		月数	金額		月数	金額		
X999999	9999	ZZZZZZ	XXXX	XXXXXXXXXX	X999999	ZZZZ	ZZZZ	99	X999999	ZZZZ	ZZZZ	99	---	---	---	---	---	---

6222

疾病任意継続被保険者債権管理簿・船員保険給付台帳に押印するゴム印

← 7.5 cm →

↑ 1.5 cm ↓	氏名	第2号被保 険者期間	事由	介護保険適 用除外期間
		皇 . . .		皇 . . .



老介発 0125 第 1 号
平成 24 年 1 月 25 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長



住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険の取扱いについて

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号。以下「改正住基法」という。）が平成21年7月15日に公布され、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」（平成23年政令第419号）の規定により、平成24年7月9日（以下「改正住基法施行日」という。）から施行されることとなった（別添）。

介護保険制度の改正の内容及び改正住基法の施行に伴う介護保険の取扱いは下記のとおりであるので、管内市町村（特別区を含む。）に対し、周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 介護保険制度の改正の内容（改正住基法附則第19条関係）

改正住基法の施行により、適法に3ヶ月を超えて在留する等の外国人であつて住所を有する者等が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象となることに伴い、同法第30条の46又は第30条の47の届出があつたときは、その届出と同一の事由に基づく介護保険法第12条第1項の届出があつたものとみなすこととする。

第二 介護保険の取扱い

第1 被保険者資格の取扱いについて

介護保険の被保険者については、現在、外国人登録を行つていて、入国当初の在留期間が1年以上である者又は1年以上滞在すると認められる者であつて一定の要件を満たすものを介護保険の被保険者としているところである。

改正住基法の施行により、適法に3か月を超えて在留する等の外国人であ

って住所を有する者等が住民基本台帳法の適用対象となることを踏まえ、改正住基法施行日以後、同法第 30 条の 45 に規定する外国人住民を介護保険の被保険者とする。

加えて、3 か月以下の在留期間を決定された者であっても、資料等により 3 か月を超えて滞在すると認められる者については、国民健康保険の被保険者資格の取扱いを踏まえ、介護保険においても被保険者として扱うことができることとする。

第 2 世帯の取扱いについて

改正住基法の施行により、住民基本台帳上で日本人と外国人が同一の世帯となることが可能になることを踏まえ、介護保険制度における世帯についても、住民基本台帳の世帯と同一のものとする。

第 3 被保険者証の取扱いについて

(1) 被保険者証の氏名表記の取扱いについて

改正住基法施行日以後、住民票における外国人の氏名表記が一定の方法に統一されるが、介護保険の被保険者証については、現行どおり、国において統一の方法を示すこととはしないため、保険者の判断による取扱いとしていただいて差し支えない。

(2) 被保険者証の有効期限の取扱いについて

改正住基法施行日以後、中長期在留者（在留カード交付対象者）については、住民票に在留期間満了の日が記載されることとなるが、現行どおり、介護保険の被保険者証には有効期限の記載は不要とする。

住民基本台帳法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

法律第七十七号

住民基本台帳法の一部を改正する法律

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則(第三十一条―第四十一条)」を「第五章 雑則(第三十一条―第四十一条)第三十条の四十五―第三十条の五十一」に改める。

第五十条中「に規定する」を「及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる」に改める。

第八十条中「この法律」を「第四章若しくは第四章の三」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

4 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行ふものとする。ただし、総務省令で定めるところによつて、この限りでない。

第二十一条中「この章の下に」及び「第四章の三」を加え、「行つ」に改める。

第二十四条第一項中「この章の下に」及び「第三十条の四十六」を加える。

第二十四条第二項の見出し中「届出」を「転入届」に改め、同条第一項中「付記転出届」を「転出届」に改め、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものを「を」を削り、であつて、総務省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添えて行われるものをいう。以下この条をいう。以下この条及び第三十条の四十四第五項に改め、同条第二項中「世帯主に係る付記転出届」を「世帯主に係る転出届」に改め、「世帯員に係る付記転出届」を「転出届」に改め、「住民基本台帳カードの交付を受けていない世帯員が行う前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。」を削り、同条第三項中「に係る付記転出届」を「に係る転出届」に、「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に改める。

第二十五条中「第二十一条から第二十四条まで」を「第二十一条第一項及び第二十三条」に改める。

第二十六条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改め、同条第二項中「第二十一条から第二十四条まで及び第二十五条」を「この章又は第四章の三」に改め、同条第三項中「第二十一条から第二十四条まで及び第二十五条」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十八条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に、「付記する」を「付記する」に改める。

第二十九条及び第三十条の三中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十九条及び第三十条の二中「この法律」を「この章又は第四章の三」に、「付記する」を「付記する」に改める。

第三十条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第三十条の四十四の見出しを削り、同条第一項中「市町村長」の下に「(以下この条において「住所」)

地所町村長」という)を加え、「及び住民コード」を削り、「が記録された住民票コードが記録された半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十一年法律第四十三号)第二十条第一項に規定する半導体集積回路をいう)が組み込まれた」に改め、同条第二項中「その者が記録され

ている住民基本台帳を備える市町村の市町村長」を「住所都市町村長」に改め、同条第三項中「市町村長」を「住所都市町村長」に改め、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「もののほか」の下に「住民基本台帳カードの有効期間」を加え、「及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合」及び「一」に関する事項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「転出をする場合その他の」を「当該住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他」とし、「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所都市町村長」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所都市町村長」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。
9 住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。
第三十条の四十四第四項の次に次の三項を加える。
5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村長に提出しなければならない。
6 前項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた市町村長は、当該住民基本台帳カードについて、カード記載事項の変更その他当該市町村において当該住民基本台帳カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。
7 第五項の場合を除くほか、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内、その旨を住所都市町村長に届け出て、当該住民基本台帳カードに変更に係る事項の記載を受けなければならない。
第四項の二の次に次の一項を加える。
第四項の三 外国人住民に関する特別
(外国人住民に係る住民票の記載事項の特別)
第三十条の四十五 日本国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」という)に係る住民票には、第七十七条の規定にかかわらず、同条各号(第五号、第六号及び第九号を除く)に掲げる事項(国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年法律第三百十九号)以下この章において「入管法」という)、第二十条第五号に規定する地域をいう。以下同じ。)、外国人住民となつた年月日(外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日)をいう。以下同じ。及び同表の上欄に掲げる者の区分に及びそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。
中长期在留者(入管法第十九条の三に規定する中长期在留者をいう。以下この表において同じ。)

特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)以下この章において「入管特別法」という)に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。)	一時庇護許可者(入管法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。又は仮滞在許可者(入管法第六十一条の二の四第四項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。))	一 中长期在留者である旨 二 入管法第十九条の三に規定する在留カード(総務省令で定める場合)にあつては総務省令で定める種類)に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号	一 中长期在留者である旨 二 特別永住者である旨 三 入管特別法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号
---	--	--	--

出生による経過滞在者(国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第二十二條の第二項の規定により在留することができないものをいう。以下この表及び次条において同じ。)(又は国籍喪失による経過滞在者(日本の国籍を失つた者のうち同項の規定により在留することができないものをいう。以下この表及び次条において同じ。))

出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨

(中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例)

第三十條の四十六 前条の表の上欄に掲げる者(出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この表及び次条において「中長期在留者等」という。が国外から転入をした場合)これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。には、当該中長期在留者等は、第二十二條の規定にかかわらず、転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書(一時庇護許可者にあつては、入管法第十八條の第二項に規定する一時庇護許可書)を提示しなければならない。

(住所を有する者が中長期在留者等となつた場合の届出)

第三十條の四十七 日本の国籍を有しない者(第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。以下市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となつた場合には、当該中長期在留者等となつた者は、中長期在留者等となつた日から十四日以内に、第二十二條第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(外国人住民の世帯主との統柄の変更の届出)

第三十條の四十八 第二十二條第一項、第二十三條、第二十五條及び前二條の場合を除くほか、世帯主でない外国人住民であつてその世帯主(外国人住民であるものに限る。)との統柄に変更があつたものは、その変更があつた日から十四日以内に、世帯主との統柄を証する文書添えて、その氏名、世帯主との統柄及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(外国人住民の世帯主との統柄を証する文書の提出)

第三十條の四十九 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民であるものは、第二十二條第一項、第二十三條、第二十五條、第三十條の四十六又は第三十條の四十七の規定による届出をするときは、世帯主との統柄を証する文書添えて、これらの規定に規定する届出をしなければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知)

第三十條の五十 法務大臣は、入管法及び入管特別法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七條第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は第三十條の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

(外国人住民についての適用の特例)

第三十條の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

項	第五号及び第九号から第十四号まで	及び第十号から第十四号までに掲げる事項、第三十條の四十五に規定する国籍等並びに同表の下欄
第十二條第五項	第五号及び第九号から第十四号まで	及び第十号から第十四号までに掲げる事項、第三十條の四十五に規定する国籍等並びに同表の下欄
第十二條の二第一項	第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十條の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同表の下欄
第十二條の二第四項	第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十條の四十五に規定する国籍等並びに同表の下欄
第十二條の三第一項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十條の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
第十二條の四第一項	第七條第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	第七條第十号から第十二号まで及び第十四号
第十二條の四第四項	事項	事項、第三十條の四十五に規定する国籍等並びに同表の下欄に掲げる事項
第三十條の二	「及び第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者以外のもの」	「及び第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者以外のもの」
第三十條の三	「有しない者」の下に「のうち第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者以外のもの」	「有しない者」の下に「のうち第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者以外のもの」
第三十條の四	「第三十條の二」の下に「これらの規定を第三十條の五十一の規定により読み替へて適用する場合を含む。」を加える。	「第三十條の二」の下に「これらの規定を第三十條の五十一の規定により読み替へて適用する場合を含む。」を加える。
第三十條の五	「第二十五條」を「第二十五條又は第三十條の四十六から第三十條の四十八まで」に改め、「第二十四條の二第一項若しくは第二項又は」を削り、同条第二項中「又は第三十條の四十八まで」を「第二十五條又は第三十條の四十六から第三十條の四十八まで」に改める。	「第二十五條」を「第二十五條又は第三十條の四十六から第三十條の四十八まで」に改め、「第二十四條の二第一項若しくは第二項又は」を削り、同条第二項中「又は第三十條の四十八まで」を「第二十五條又は第三十條の四十六から第三十條の四十八まで」に改める。
第三十條の六	「昭和二十六年政令第三十九号」を削る。	「昭和二十六年政令第三十九号」を削る。

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一 第一次の改正規定、第五條及び第八條の改正規定、第十九條に定める改正規定、第二十一條、第二十二條第一項、第二十六條、第二十七條第一項及び第二項並びに第二十八條から第三十條までの改正規定、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十四條第一項及び第二項、第三十九條並びに第四十七條第二号の改正規定、第五十三條の改正規定(同条第一項の改正規定(第二十四條の二第一項若しくは第二項又は)を除く。))を除く。及び別に別表第一の四十九の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四條から第十号まで及び第三十條から第三十條までの規定、附則第二十一條の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項の改正規定(及び第三十條の三第一項)を「第三十條の三第一項及び第三十條の四十六から第三十條の四十八まで」に改める部分に限る。))に限る。並びに附則第二十二條の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)以下「入管法等改正法」という。の施行の日。二 附則第三條及び第二十三條の規定 この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日がいずれか遅い日

(適用区分等)

第三案 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)は、附則第一条第二号に定める日から第一号施行日の前日までの範囲内において政令で定める日(以下この条において「基準日」という)現在において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者につき、基準日後速やかに、個人を単位として、新法第七号第一号から第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十一号の二まで及び第十四号に掲げる事項(国籍等)新法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ)並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した仮住民票を作成しなければならぬ。

一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ)の外国人登録簿(外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第四号第一項に規定する外国人登録簿をいう。以下この条において同じ)に登録されていること。

二 第一号施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であることと見込まれること。

2 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当することとなつた者につき、同項に規定する仮住民票(以下「仮住民票」という)を作成することができる。

3 仮住民票の記載は、外国人登録簿、新法第七号第一号から第十一号の二までに規定する国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする。

4 法務大臣は、市町村長から仮住民票の作成に關し求めがあつたときは、新法第七号第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は新法第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に関する情報を提供するものとする。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成したときは、その作成の対象となされた者に対し、直ちに、その者に係る仮住民票の記載事項を通知しなければならぬ。

6 前各項に定めるもののほか、仮住民票の記載、消除又は記載の修正その他の仮住民票に關し必要な事項は、政令で定める。

第四案 前条の規定により作成した仮住民票は、第一号施行日において、住民票になるものとする。

2 市町村長は、前項の住民票に係る外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者の住民票について、同項の住民票が作成されたことに伴ひ新法第七号第一号から第十一号の二までに規定する事項に變更が生じたときは、第一号施行日において記載の修正をしなければならない。

3 新法第六号第一項の規定により世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民及び日本の国籍を有する者が属する世帯については、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一号施行日以後世帯を単位とする住民票とする住民票の記載をするために必要な期間に限り、個人を単位とする第一項の住民票と世帯を単位とする日本の国籍を有する者に係る住民票を世帯ごとと編成して、住民基本台帳を作成することをもって、世帯を単位とする住民票の作成に代えることができる。

第五案 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に外国人住民である者(第一号施行日の前日までに第一号施行日における住所地の市町村長から附則第三号第五項の規定による通知を受けた者であつて総務省令で定めるものを除く)は、第一号施行日から第十四日以内に、新法第十二号第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、新法第三十条の四十六後段の規定を準用する。

2 前項の規定による届出は、新法第四号の三の規定による届出とみなし、新法第八号、第二十六号、第二十七号第一項及び第二項並びに第二十八号から第二十九号の二までの規定を適用する。

第六案 附則第四条第一項の住民票又は前条の規定の適用を受ける外国人住民に係る住民票については、新法第三十条の四十五の規定にかかわらず、外国人住民となつた年月日(同条に規定する外国人住民となつた年月日をいう)に代えて、第一号施行日を記載するものとする。

第七案 入管法等改正法附則第十五号第一項の規定により在留カード(出入国管理及び難民認定法昭和二十六年政令第三十九号)第十九号の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ)とみなされている外国人登録簿(入管法等改正法附則第十四号の規定による廃止前の外国人登録簿に規定する外国人登録簿をいう。以下この条において同じ)又は入管法等改正法附則第二十八号第一項の規定により特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等)の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)第七号第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ)とみなされている外国人登録簿を、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、新法第四号の三及び第六章の規定並びに附則第五号第一項後段において準用する新法第三十条の四十六後段の規定を適用する。

第八案 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第三条から第五条までの規定の適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

(外国人住民についての本人確認情報の利用等に関する規定の適用の特例)

第九案 外国人住民については、第一号施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日まで、新法第十二号の四、第十四号第一号、第十四号第二号、第十四号第三号及び第十四号第四号並びに新法第三十条の二、第四号の二及び第三十条の四十五(新法第七号第十三号に係る部分に限る)の規定は、適用しない。

(過料)

第十案 附則第五条第一項の規定による届出に關し虚偽の届出(同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八号から第二十九号の二までの規定による付記を含む)をした者は、その行為について刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

2 正当な理由がなく、附則第五条第一項の規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

3 前二項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

(過料に関する経過措置)

第十一案 この法律の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二案 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十三案 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第十九条の四十八又は第三十条の四十七に改める。

第十九条第十二項中「又は第二十五号」を「第二十五号、第二十条の四十八又は第三十条の四十七」に改める。

(附則第五条第一項の届出に係る国民健康保険法の届出の特例)

第十四案 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八号の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八号の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民健康保険法第九号第十二項の規定を適用する。

(国民年金法の一部改正)

第十五案 国民年金法(昭和二十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第三十四号まで」の下に「第三十条の四十六又は第三十条の四十七」を加え、「附記」を「付記」に改める。

(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)
第十六条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十九条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二条第二項の規定を適用する。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
第十七条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第五十四条第十項中「又は第二十五条」を、「第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。

(附則第五条第一項の届出に係る高齢者の医療の確保に関する法律の届出の特例)
第十八条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の二の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の二の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第十項の規定を適用する。

(介護保険法の一部改正)
第十九条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。
第十二条第五項中「又は第二十五条」を、「第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。

(附則第五条第一項の届出に係る介護保険法の届出の特例)
第二十條 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の三の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の三の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の介護保険法第十二条第五項の規定を適用する。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
第二十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。
別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をする場合及び同条第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をする」を「第二十四条の二第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける」に、及び第三十条の三第一項を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める。

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正)
第二十二条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

(外国人住民についての適用の特例)
第二十三条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十七号)附則第九条に規定する政令で定める日までに於ける第三十条第一項の規定の適用については、同項中「記録されている者」とあるのは「記録されている者(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する外国人住民を除く。）」とする。

(検討)
第二十三条 政府は、現に本邦に在留する外国人であつて出入国管理及び難民認定法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該放免の日から一定期間を経過したものの現に本邦に在留する外国人であつて同法又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の規定により本邦に在留することができず、かつ、その者が行政上の便益を受け、附則第六十条第一項の趣旨を踏まえ、第一号施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるよう、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

総務大臣 佐藤 勉
法務大臣 森 英介
厚生労働大臣 外添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

政令第四百十九号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第一条第一号から第三号まで及び第五号を除く)の規定に基づき、この政令を制定する。
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日は平成二十四年七月九日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は同年一月十三日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修
国務大臣 川端 達夫
国務大臣 松野 浩一
法務大臣 平岡 秀夫
厚生労働大臣 小宮 山洋子
国土交通大臣 前田 武志